

快適トイレ実施要領

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事を本要領により実施する。

2 対象工事

- (1) 当初設計額 30 百万円以上の工事
(ただし、営繕工事以外の工事で、工場製作などの屋内作業が主となる工事等や現場環境改善費対象外の工事を除く。)
- (2) 当初設計額 30 百万円未満で受注業者の希望があった工事
(ただし、営繕工事以外の工事で、工場製作などの屋内作業が主となる工事等や現場環境改善費対象外の工事を除く。)

3 快適トイレの仕様

快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、下記のうち「(1) 快適トイレに求める標準仕様」及び「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」を全て満たすものとする。女性が現場で働く場合は、男女別で各 1 台設置するものとする。

- (1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】
 - ① 洋式便座
 - ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
 - ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
 - ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - ⑩ 鏡付きの洗面台
 - ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】
 - ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
 - ⑬ 擬音装置
 - ⑭ 着替え台（フィッティングボード）
 - ⑮ フラッパー機能の多重化
 - ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 実施の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、対象工事に該当する場合は、その旨特記仕様書の施工条件に明示すること。

【工事施工期間中】

(2) 受注者は、施工計画書作成前に、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員へ提出するものとする。また、設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督員に提出するものとする。

(4) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、様式1「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。

(5) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上で様式1「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

(6) 監督員は、提出された見積りをもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。(積算方法は「5 積算」による)

(7) 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

(8) 2 (1)において、快適トイレの手配が困難な場合等は、監督員と協議の上、本要領によらず施工するものとする。

5 積算

(1) 快適トイレに要する費用は、当初計上しない。

(2) 3 (1) 及び (2) の費用については、従来のトイレ (10,000 円/月) との差額を変更設計書 (共通仮設費) に費用計上するものとする。(以下条件に注意)

①差額は 51,000 円/基・月を上限とする。

②男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。

(男・女トイレ設置で、差額上限は 102,000 円/2基・月)

③男女別トイレが一体型となっているハウス型等の場合、入口が男女別になっている場合に限り、差額は 102,000 円/基・月を上限とする。

④運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

⑤共通仮設費の項目は営繕費とする。(営繕工事を除く)

⑥差額の計算の考え方は、次式のとおりとする

$$\text{差額 (円/月)} = (\text{基本料} + \text{月額} \times \text{月数} \times \text{基数}) \div \text{月数} - 10,000 \text{ 円}$$

(3) 5 (2) の上限を超える費用、3 (3) の費用については、現場環境改善費 (率分) の対象としてもよい。(営繕工事を除く)

附則

この要領は、平成29年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。